

ID: 3044

担当部署: 総務課

処分の概要	廃棄の許可		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第27条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	<p>法第27条の規定による。 (廃棄)</p> <p>第27条 火薬類を廃棄しようとする者(以下「廃棄者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不適當であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が10分でないときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日